

「コロナ差別」から学ぶこと

奥山 直廣

日本における障害者差別は、障害者権利条約の批准に向けた運動等の成果もあり、「制度」としては改善の方向に進みつつあるように見えます（もちろん、相模原事件のような「差別の極み」と言える事件や、差別に繋がりがねない新優生思想の台頭はありますが）。

ところが、「コロナ禍」の中で現れた感染者・濃厚接触者・医療関係者等への差別、自粛警察、マスク警察等を見聞きした時、今後この改善の方向は本当に進んでいくのだろうか、と心配になりました。

差別には、人種・民族・宗教に関する差別、身分に関する差別、性に関する差別、病人に関する差別、能力に関する差別等様々あり、その成り立ちは様々です。しかし、その根っこになっているところには共通しているところがあるように思います。

これらを全面的に展開する力には私にはありませんが、障害者差別解消の方向性を考えるとき、今起こっている「コロナ差別」から「学ぶ」こともあるように思います。

1. コロナ差別の構造と障害者差別

「コロナ」に関する差別について、徳田靖之弁護士（「だれでも安心して暮らせる大分県を作る会」）は次のように整理しています。

多くの人たちが、

- ①（感染者は）社会にとって迷惑な存在であり、排除すべきと捉える
- ②感染したのは注意が足りないなど自己責任であると考え
- ③（自分たちが取っている行動は）社会のための正義の行動であると考え

ことにより差別事象が起こされている。

これらは、先に挙げた諸差別すべてに当てはまるものではありませんが、「障害」ではどうでしょうか。

①について

「コロナ」等感染症では、正しい知識が伝わらない場合、自分が感染するかもしれないという恐怖感から排除・隔離の考え方に至るのは容易に想像できます。

「障害」の場合は、例えば近くに施設建設が計画されると、「地価が下がる」という理由で、あるいは「危害を加えられるのでは」というような理由で反対するというようなことが起こっています。

②について

「コロナ」と共通する「病人に関する差別」として、ハンセン氏病における差別があります。

障害については、直接的に「自己責任」という論調はさすがに見かけませんが、根拠のな

い遺伝説は残っています。また、なによりも「まず自助を」という流れ・政策の中で、障害者の生活は「家族責任」が中心となっている状況があります。

③について

相模原事件の植松死刑囚は、事件前、衆議院議長宛て手紙に「障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます。」と記しています。そして、事件後「よくやった！」とするSNS上の書き込みが多くあったのは、忘れてはならないと思います。

2. 差別の構造

「コロナ差別」は、表面的には「市民による」差別でした。障害者あるいはその家族が経験してキツイのはこれら市民による差別です。

しかし、差別は市民の中で自然に生まれて来たものではありません。部落差別を想起すればそれは為政者によりつくられたものだ、ということがはっきりします。(コロナ差別については後で触れます)

藤谷秀は、社会的差別は権力関係にある三者関係だ、ということを強調しています。^{④1}この典型が1923年の関東大震災時における朝鮮人虐殺です。

日本は、1910年に韓国を併合し、当時日本の労働者よりも低賃金で働く朝鮮人や中国人が急速に流入していました。これにより日本の一般の労働者の間に、仕事を奪われるかもしれないという不安や排外意識が高まっていました。

大地震の衝撃、電気が消えて真っ暗闇の不安、通信手段の途絶で情報が混乱した、などに加えて、これらの時代背景により多数(数百人～約6000人などいくつかの説がある)の朝鮮人及び朝鮮人と誤認された人々が虐殺されました。

この虐殺は、**内務省**が各地の警察署に**下達**した「混乱に乗じた朝鮮人が凶悪犯罪、暴動などを画策しているので注意すること」という内容(デマ)が、新聞や口づてに広がり、竹槍や日本刀、銃などで武装した民間人が自警団を結成して行ったとされています。

民間人としては、まさに「正義の行動」だったのでしょう。

それでは障害者差別はどうでしょうか。障害者差別は、「能力」によるもので、作られたものではない、というみかたもあるかもしれませんが。しかし、よく知られているように、イラクシャニダール洞窟の障害のある後期ネアンデルタール人埋葬例^{④2}のように、「社会の在り方」で「障害」が「社会的不利」にならないこともあります。

それでは、障害者差別が「作られた」極致とも言える「T4作戦」について見てみます。

T4作戦とは、ナチス・ドイツで精神障害者や知的障害者・身体障害者に対して行われた強制的な安楽死政策で、20万人以上が虐殺されたとされています。

この時、**国により**「民族の血を劣化させる」「劣等分子」を排除するべきであるというプロパガンダが開始され、別掲のようなポスターが作られたりし、**教科書でも優生思想が教えられました。**



6万マルクがこんな障害者を一生養護するのにドイツ民族共同体に負担になる。よく考えよ、新しきドイツ国民よ、これは皆さんの税金だ。
(月刊『ナチ党人種政策』ポスター)

「コロナ差別」はどうでしょうか。最初に紹介した徳田氏の整理した各事項は、国等が意図的に流したものではありません。

しかし、「歴史的にみると、社会から疎外されたり、社会的に不利な立場にある集団に拡がりやすい感染症があったことが知られている。したがって、その感染症が出現する以前から存在していた、その社会における差別の構造を、感染症の流行が顕在化させる可能性がある。」と武藤氏らは潜在的な被差別構造を指摘しています。^{④3}

また、国のコロナ対策を検証した「新型コロナ対応・民間臨時調査会」は、例えば全国すべての学校の臨時休校要請について「場当たりの」であり「疫学的にはほとんど意味がなかった」と述べていますし、PCR検査体制の遅れなどは国民に徒な不安感を与えました。

また、自治体は感染者・濃厚接触者が判明すると、当然のように当該個人の行動履歴を公表し、立ち寄り先を公表して、住民に予防と称する排除を行わせ、事業者・店舗名は公表されました。

市民間に差別・分断を持ち込む動きに対して正しい情報を提供し、また毅然とした対応しないのは不作為犯ではないかと思います。

見てきたように、差別は基本的には「権力関係」にあるものです。しかしそれは市民の中に浸み込み、市民を加害者にしていきます。

そして、民主主義の力が弱体化し「権威への服従」が強まった時「人びとの責任感を麻痺させ、残虐な行動に走らせる。(田野大輔 『ファシズムの教室から』)」こととなります。関東大震災時の朝鮮人虐殺のように。

3. 障害児者支援に係る「私たち」に求められるもの

最近でも、マスクの着用をめぐるトラブルが頻発しているという報道があります。

感染の恐怖から、「報道などから得られる一部の限られた情報に基づき感染者を非難する

傾向は、刑事事件の被害者を『あなたにも非がある』と責めたり、加害者を『人でなし』などと非人間化したりする行為と類似している」④4 と指摘されていますが、どのような「世論」が形成されるかは、障害者問題にとっても重要な課題だということを、このコロナ禍の中で痛感しました。

前章では差別➡権力関係ということを指摘しましたが、ここではそれを踏まえた上（これについては、障害者権利条約を武器として運動を続ける必要があります。）で、世論形成において「私たち」に求められことについて検討します。

①「普通の日常」の発信を

哲学者の竹内章郎は、自身の重度障害のある子どもとの生活を紹介し、「障害者を巡る日常が『普通』になること、またその豊かさ」を、彼ら（重度障害者）に直接関わる人たちによって紡ぎ出される新たなコミュニケーション技法により発信する大切さを強調しています。

少し長くなりますが、竹内氏の息子さんとのエピソードを新聞記事より紹介します。

「かれが僕によりかかってテレビアニメに夢中な中、臭ってきた。ああ、やったなあ、と大便の後始末が頭に浮かび、直前の少し尻を浮かせるサインの見逃しを悔やんでやれやれと思う。」「『駄目でしょ、トイレでしょ』と僕に叱られる彼は、少し困惑しつつもオウム返しに『おトイレよー』とニコニコ顔で言い、便座に座って脚を広げ協力してくれる。だから便の拭き取りなども、手間はかかるが、信頼の視線を感じる僕のほほえみを誘う共同作業となる。どんな共同作業にもあり得る楽しさを、彼との生活に慣れた僕は実感するし、そんな中で排泄の場の大切さを学びもする。腰や脚の付け根に及ぶ軟便の処理には、確かにため息をつくこともあるが、その場合はトイレ後の風呂で、汚れた彼の手が触れないように工夫しての洗浄となる。洗われる彼が浮かべる気持ちよさそうな表情は、自然と理屈抜きに僕にも伝播する。そこには忙しさに追い立てられる生活とは全くちがう、ゆったりとした時間・空間のもたらす癒しや豊かさがある。」

これはまさに、私たちに課せられた課題だと思います。

現場から「普通の日常」を、様々な機会に発信していく必要があります。

そのためにも、利用者も私たち職員も共に発達していく実践が求められます。

②「現場」から優生思想、差別思想の一掃を

相模原事件の判決文によれば、「被告人自身の本件施設での勤務経験を基礎とし」「重度障害者は不幸であり、その家族や周囲も不幸にする不要な存在であると考えようになった。」ことが犯行動機とされています。

上記①どころか、「現場」が優生思想、差別思想の温床となってしまう可能性はゼロではないことを（残念ながら）自覚する必要もあります。

「知的障害児教育の父」とも言われる石井亮一は、当初「白痴の使徒」セガンの影響を受け、前向きな「精神薄弱」者観・教育観をもって滝乃川学園を創設しました。しかし、1910年代に優生学が台頭してくる中で、その影響を強く受けるようになったようで、1931

年の論文⑤では「異常児にとって重大なる問題は、異常教育というよりも、如何にしてかような人間を社会から絶滅させるかにある」と述べたうえで、「去勢を特に必要する者に対しては必要である」とまで述べています。これらは、セガンの教育方法による行き詰まりと裏腹の関係で、教育から予防に比重が移ったのではないかとされています。⑥

一方、発達保障論の基を創った糸賀一雄は、近江学園発足初期においては「同じ精神薄弱児といってもその程度はさまざまで、人間的であるよりもむしろ動物に近いようなものもあれば、ある種の白痴の如きは植物的でさえある」「生涯精神年齢が五、六歳程度以下である『永遠の幼児』」⑦など表現し、差別的な考えを持っていたことが伺えます。

しかし、糸賀は実践の中で「子どもたち」に学びながら、「どんな子どもも発達する。たとえ重症な心身障害のために寝たきりの子どもであっても発達する。」とその思想を発展させ、あの有名な「この子たちを世の光に」を提起するようになりました。

見てきた事例は、その時代的背景が異なるので単純に比較はできませんが、言えるのは「現場」は人を育てるが、墮としもするということです。

差別を許さない「現場」をどう作るのか、私たちは問われています。

③「新優生学」にどう向き合うか

石井亮一が優生学の影響を強く受けたことを紹介しました。

優生学とは、「人類の遺伝的素質を改善することを目的とし、悪質の遺伝的形質を淘汰し、優良なものを保存することを研究する学問」（広辞苑 第6版）であるとされています。

先に見た「T4作戦」は、この「悪質の遺伝的形質を淘汰」という部分を「根拠」にしたものであったこと等もあり、第2次世界大戦後、基本的には世界中で否定されました。（もっとも、日本の旧優生保護法が廃止されたのは1996年、と「最近」のことでした。）

しかし、現在では新しい優生学、「商業的優生学」とも言えるものが現れています。

デザイナーベビー、遺伝子改造等の研究です。これは、「優良なものを保存」（作り出す）ということで、社会の中で一定の支持を得る（得ている）可能性があり、またその研究は進んできています。

その論理は、「個人の自由と自己責任においておこなうものであり、誰にも危害を加えない、また改造された本人は利益を得る。子どもに習い事や塾に行かせるのと同じ。」というようなもので、かつての優生学のような社会・国家中心で強権的なものではなく、個人中心のもので、それゆえ、上記の下線部分の理屈がでてきます。

しかし本当にそうでしょうか。「悪質」のものを淘汰し、「優良」なものを保存するという基本の思想からすれば、障害者は「個人レベル」で「淘汰」されることとなります。

新優生学を進める側は、「障害」と「障害者」を区別する論法によって、障害を積極的に減らすべきものであると主張する一方で、障害者を議論の遡上にのせないように努めてきた、とされています。

日本ダウン症協会は、生殖医療技術や出生前診断技術、胎児条項などをめぐる論議について次のような声明を出しています。

「このような議論のたびに、私たちはダウン症が存在を許容されない属性なのだという価値観にさらされるのです。私たちは、ダウン症の子どもたちとともに暮らし、彼らがいかに豊かな人間性と可能性を持った存在であるかを教えられてきました。『障害』を『正常』の対極においてしか考えようとしないうる方々にとっては、『障害』とは何とか治したいと考える属性としてしかとらえられないかもしれません。」「私たちは、『治るか治らないか』という論理とは別の次元で生活が成り立つのだということを、彼らの存在を通して教えられてきたのです。」

進歩的・科学的な装いをした論理に対抗するのは、なかなか難しいところもあります。また、優生思想は様々な形で私たちの生活の中に入り込んでいます。そのことを意識的に自己点検していくことが求められていると思います。

④新しい差別思想への対応

綿野恵太は、「アメリカでは黒人に対する『現代的レイシズム』という新しいタイプの差別が指摘されている。」とし、下記のような認識と論理構造を紹介しています。④5

「①差別はすでに存在しない、②従って現在の黒人が低い地位に留まっているのは、差別によるものではなく単に本人たちの努力不足によるものである、③それにもかかわらず黒人はありもしない差別に抗議を続け、④その結果、手厚い社会保障などの不当な特権を得ている、」

この論理は、「在特会」（在日特権を許さない市民の会）が主張した在日朝鮮人についての「在日特権」と同じです。

この論理が、そのまま障害者の権利保障運動に対して出てくる可能性は多くはないように思います。しかし、以前起こった生活保護受給者に対するバッシングを思い起こすと、「ない」とは言い切れないと思います。

例えばコロナ禍が長引いて就職難になった時、「障害者雇用枠」が攻撃される、等は考えられると思います。

新しい差別思想は、どのような形で現われてくるか予想もつきませんが、注意を払う必要があります。

おわりに

コロナ禍で報道される「差別」を見ると、市民が何故そのような行動をとってしまうのか、暗澹たる気持ちになるとともに怖さを感じました。

先に、差別は基本的には「権力関係」にあるものであることを指摘しましたが、それはある条件の下では市民に持ち込まれます。

「私たち」は、障害者差別をなくすという立場で支援に当たっていますが、その「逆」となる可能性はゼロではないと思います。

「コロナ差別」の教訓として、自分も含めて差別思想・優生思想はいつでも入り込んでくる可能性があると感じました。このため、しつこく (!) この問題に触れてみました。

民主的な職場づくりの中で相互批判を繰り返し、科学的な実践を続けること、そして正

しい情報を取り入れていくことが「私たち」には求められていると思います。

「世論形成」というテーマでは、マスコミや SNS について触れなければならないのですが、それは私には任が重すぎるので触れませんでした。

そこも含めて、幅広い論議が起きることを期待したいと思います。

④1 「たとえば、『〇〇人を殺せ』というヘイトスピーチを行うレイシストが、〇〇人/日本人という境界線を引いたわけではない。この境界線は、国家権力という第三者によって引かれてきたのである。それは、他国を侵略した大日本帝国が、侵略された国家の国民を差別的に自国民として扱った歴史、その中で日本に移住した（させられた）被侵略民が、戦後の国家による措置で在住外国人とされた歴史、その他侵略と戦争の過程におけるさまざまな人権侵害の歴史を背景としている。国家によって引き裂かれてきた日本人/在外外国人という境界線と国家による差別的扱いを背景として、ヘイトスピーチが可能となっているのである。」（唯物論研究年誌第 22 号「特集現在の差別のかたち」）

④2 洞窟で発見された遺体は、生前重い障害があり人並みの労働が出来ない身体であった。しかし、当時としては長寿を全うしているとされている。狩猟・採取経済に頼る彼らにとって、障害者を抱えて生きていくことはたやすかったはずはないことは容易に想像できる。

（4000 年前の北海道入江貝塚[縄文時代]で、同様な事例が報告されている。）

④3 新型コロナウイルス感染症対策分科会 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 資料 3 武藤香織、松原洋子「感染症と偏見、差別、スティグマに関する主な論点」

④4 村山綾 「コロナ禍における差別と不寛容」都市問題 2020 年 7 月号

④5 精神薄弱者と其取扱い方 「体性」第 17 巻第 3 号

④6 平田勝政 「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響」 優生学と障害者
(明石書店)

④7 近江学園年報 第 2 号 1950 年

④8 『差別はいけない』とみんないうけれど。」平凡社

※この論文は、全国障害者問題研究会千葉支部機関誌「くろしお」に掲載したものです。